

第35号議案

平成25年度蒲郡市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成25年度蒲郡市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年度末給水栓数	31,899栓
(2) 年間総給水量	9,700,000m ³
(3) 一日平均給水量	26,575m ³
(4) 主要な建設改良事業 配水管布設等事業	650,115千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	1,735,100千円
第1項 営業収益	1,729,330千円
第2項 営業外収益	5,750千円
第3項 特別利益	20千円
支 出	
第1款 水道事業費用	1,664,200千円
第1項 営業費用	1,607,934千円
第2項 営業外費用	45,572千円
第3項 特別損失	694千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額713,500千円は過年度分損益勘定留保資金713,500千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	106,700千円
第1項 固定資産売却代金	10千円
第2項 負担金	65,902千円
第3項 分担金	40,788千円

支 出

第1款 資本的支出	820,200千円
第1項 建設改良費	741,287千円
第2項 企業債償還金 (一時借入金)	78,913千円

第5条 一時借入金の限度額は、60,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出の営業費用、営業外費用及び特別損失間の相互における流用

(2) 資本的支出の建設改良費及び企業債償還金間の相互における流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

125,485千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、17,278千円と定める。

平成25年2月25日提出

蒲郡市長 稲葉正吉